

## 社会福祉法人西和賀町社会福祉協議会役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人西和賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、次に掲げる者をいう。  
理事・評議員・監事・会長が委嘱した各種委員会委員等

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。なお、1人当たり各年度の報酬の総額は別表2の通りとし、これを超えない範囲で支給する。

- (1)役員等が理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席などを行う場合に別表1の通り実費を弁償する。
- (2)役員等への旅費を別表3の通り支給できる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)役員等の年額報酬については、毎年9月末・3月末日に年額の半分を通貨で支給する。理事会出席報酬は、理事会に出席した時通貨で支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む事ができる。
  - (2)評議員及び各種委員等については、その職務のため評議員会及び各種委員会に出席した時に、別紙2の通り支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。この規程の施行により、平成 23 年 3 月 15 日施行の社会福祉法人西和賀町社会福祉協議会役員等の勤務条件について(内規)は破棄する。

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

この規程は 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 役員等の実費弁償額

|            |      |
|------------|------|
| 車賃 1 kmにつき | 40 円 |
|------------|------|

※支払額については、実費弁償として車賃 1 km 当あたり 40 円×往復分を支給する。

別表2 役員等の報酬

|       |  |                             |
|-------|--|-----------------------------|
| 会長    | 年額(業務)報酬 120,000 円以内<br>理事会出席報酬 日額 3,500 円以内 | 会長・副会長・理事<br>総額 620,000 円以内 |
| 副会長   | 年額(業務)報酬 50,000 円以内<br>理事会出席報酬 日額 3,500 円以内  |                             |
| 理事    | 年額(業務)報酬 20,000 円以内<br>理事会出席報酬 日額 3,500 円以内  |                             |
| 監事    | 年額(業務)報酬 50,000 円以内<br>理事会出席報酬 日額 3,500 円以内  | 監事<br>総額 170,000 円以内        |
| 評議員   | 日額 3,500 円以内                                 | 評議員<br>総額 500,000 円以内       |
| 各種委員等 | 日額 3,500 円以内                                 | 各種委員等<br>総額 100,000 円以内     |

- 1 会長及び副会長の報酬の支給にあつては、会長は 1 カ月に 4 日以上、副会長にあつては、2 カ月に 1 日以上の勤務を原則とする。(関係機関及び団体等の諸会議や行事への出席を含む。)なお、理事及び監事については、年間 4 日以上の勤務とする。(関係機関及び団体等の諸会議や行事への出席を含む。)

別表3 役員等の旅費

| 区分  |    | 理事・監事・評議員 | 各種委員     |
|-----|----|-----------|----------|
| 宿泊料 | 県内 | 11,000 円  | 10,000 円 |
|     | 県外 | 12,000 円  | 11,000 円 |
| 日当  |    | 2,000 円   |          |

- 1 東京都に旅行する場合の宿泊料は定額の 3 割増、政令指定都市に旅行する場合の宿泊料は 2 割増とする。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、県内に宿泊したものとする。
- 3 宿泊を伴わない県外(東京都及び政令指定都市を除く)の旅行の場合の日当額は 2 分の 1 に相当する額とする。
- 4 県内及び秋田県横手市への旅行は日当を支給しない。